

芦屋町都市公園設置及び管理条例施行規則（昭和44年9月20日規則第5号）

最終改正:令和5年2月10日規則第7号

改正内容:令和5年2月10日規則第7号〔令和5年4月1日〕

○芦屋町都市公園設置及び管理条例施行規則

昭和44年9月20日規則第5号

改正

平成14年3月29日規則第17号

平成18年12月21日規則第34号

令和5年2月10日規則第7号

芦屋町都市公園設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋町都市公園設置及び管理条例（昭和44年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可手続）

第2条 条例第4条の規定により、行為の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により、申請した者に支障がないと認めたときは、許可書（様式第2号）を交付する。

（使用料の徴収）

第3条 条例第7条第2項の規定による使用料を徴収する期間及び時間は、別表第1のとおりとする。ただし、町長が管理運営上必要と認めた場合は、これを変更することができる。

2 条例第8条の規定による使用料は、公園の使用を許可する際に徴収する。

（使用料の減免）

第4条 条例第9条の規定による使用料減免の率は、次に定めるところによる。

（1）条例第9条第1号及び第2号の規定に該当するとき 100分の100

（2）条例第9条第3号に規定する公益のために使用するとき 100分の100

（3）条例第9条第3号に規定するその他特別の理由に該当するとき 100分の50～100

（使用料の返還）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

（1）許可を受けた者が天災その他自己の責に帰すことのできない理由によつて、許可に係る行為を開始し又は継続することができなくなつたとき。 100分の100

（2）条例第6条の規定により、行為の中止を命じ、若しくはその条件を変更したとき。 100分の50～100

2 使用料の返還を受けようとする者は、使用を終了した日から7日以内に公園使用料返還申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）

第6条 条例第13条第1項の規定により、芦屋海浜公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和44年9月20日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第17号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日規則第34号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分		摘要
芦屋海浜公園	徴収期間	毎年7月1日から8月31日まで
	徴収時間	午前7時から午後10時まで